

## 静岡県告示第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月1日

静岡県知事 川勝平太

### 1 高松処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和31年8月2日

至 令和11年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

### 2 城北処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和45年3月31日

至 令和11年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

### 3 中島処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和52年2月3日

至 令和11年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

昭和52年2月3日静岡県告示第107号、昭和54年8月21日静岡県告示第685号、昭和57年1月29日静岡県告示第95号、昭和61年3月11日静岡県告示第246号、昭和62年2月25日静岡県告示第177号、平成元年3月14日静岡県告示第225号、平成元年12月5日静岡県告示第1163号、平成5年9月28日静岡県告示第835号、平成9年3月28日静岡県告示第337号、平成13年3月30日静岡県告示第356号、平成15年8月12日静岡県告示第766号、平成18年3月31日静岡県告示第448号、平成21年3月27日静岡県告示第338号、平成22年4月13日静岡県告示第391号、平成23年1月18日静岡県告示第22号、平成25年4月1日静岡県告示第357号、平成29年3月28日静岡県告示第234号、平成30年3月30日静岡県告示第308号、平成31年3月29日静岡県告示第324号、令和元年10月29日静岡県告示第347号、令和2年8月18日静岡県告示第586号、令和4年2月18日静岡県告示第126号、令和5年1月27日静岡県告示第50号の事業地のうち、駿河区富士見台三丁目、大字片山、大字恩田原地内において事業地を変更し、大字宮川、大字水上地内において事業地を加える。

4 長田処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 平成6年7月26日

至 令和11年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

5 南部処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和32年9月9日

至 令和11年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

6 北部処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和50年5月23日

至 令和11年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

7 静清処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 平成元年8月25日

至 令和11年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし